



## 【トピックス】ミネラルウォーター類の食品衛生法規格基準の一部改正及び水道法水質基準との相違

▶ ミネラルウォーター類とは、水のみを原料とする清涼飲料水のことです。規制内容は平成26年12月、平成30年7月に続き、令和3年6月に改正されました。

**主な結果** ▶ これまで基準値が設定されていなかった**ハロ酢酸類とフタル酸ジ(2-エチルヘキシル)**に新たに基準値が設定されるとともに、**六価クロムの基準値が強化**されました。

## 医動物・種類同定検査結果（令和3年10月～令和4年3月）

▶ 人の健康を害し、人に不快感を与える昆虫類の種類を同定することによって、発生源、発生時期、人に対する害などが分かると、効果的な対策を立てることにつながります。

**主な結果** ▶ **昆虫類1件(コウチュウ目1件)、その他の節足動物2件(クモ目2件)**でした。

## カルバペネム耐性腸内細菌科細菌(CRE)感染症のまとめ 2021年分離株について

▶ CREは、いわゆる薬剤耐性菌の一種で、国際的にも人類にとって脅威になると考えられています。

**主な結果** ▶ 公衆衛生上問題なカルバペナーゼ産生腸内細菌科細菌(CPE)については、分離数の多い***Enterobacter cloacae* complexは5割強がCPE**でした。次に多い***Klebsiella aerogenes***は全株がCPEではありませんでした。一方、***Klebsiella pneumoniae***は分離数は少ないもののCPEの割合が6/9と多くを占めていました。

## 食品中のアフラトキシン検査結果（令和3年度）

▶ アフラトキシンはアスペルギルス等が産生するカビ毒で、発がん物質として知られています。日本では食品全般に対して総アフラトキシンで10 $\mu$ g/kgの規制値が設けられています。

**主な結果** ▶ アーモンド等の計8検体について総アフラトキシンの検査を行い、**全て不検出**でした。

## 食品中の動物用医薬品検査結果（令和3年11月）

▶ 動物用医薬品は畜水産物の疾病の治療、予防及び発育促進の目的で使用されています。食品中に残留して人の健康に害を及ぼすことのないよう、厚生労働省は残留基準を設定しています。

**主な結果** ▶ 魚介類の計9検体を検査しました。**ヒラメ2検体からオキシテトラサイクリン各0.04ppmを検出**しました(基準値:0.2ppm)。その他の検体は、全ての項目で不検出でした。

## ミネラルウォーター類の検査結果（令和3年度）

▶ 令和3年度の検査では、陰イオン類の項目を追加しました。フッ素については、7歳未満の乳幼児への注意喚起に関する表示の確認も行っています。

**主な結果** ▶ 規格基準項目の検査では、アンチモン、ヒ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、有機物が検出されました。**基準値を超過した試料は、ありません**でした。